

平成30年6月15日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成30年6月15日(金) 11時00分開会
12時06分散会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、中面幸人委員、
濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
山田勝委員、野畑直委員

4. 事務局職員 議事係主査 大漣 昭裕

5. 説明員

- ・福祉課
課長 川畑 幸博 君 課長補佐 猿楽 浩士 君
係長 勢屋 伸一 君
- ・介護長寿課
課長 中野 貴文 君 課長補佐 菌畑 雄二 君
係長 寺園 勝夫 君

6. 会議に付した事件

- ・議案第33号 阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第34号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第35号 阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・所管事務調査

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

平成30年6月8日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案第33号、阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上、3件であります。

なお、本日の日程については、お手元に配付してあります日程表のとおり進めていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の出席をお願いいたします。

(福祉課入室)

◎議案第33号 阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは、議案第33号、阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

川畑福祉課長

議案第33号、阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は19ページ、条例議案等参考は21ページをお開きください。

この条例は、阿久根市子ども発達支援センターの管理運営について、指定管理者制度を平成31年4月1日から導入することに伴い、指定管理者が行う業務を規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正の主な内容であります。第8条ではセンターの管理を指定管理者に行わせるものとし、第9条では指定管理者が行う業務について、これまで委託事業により実施していた児童発達支援に関する事業ほか3つの事業に加え、センターの施設及び設備の維持管理並びに軽微な修繕に関する業務等を新たに追加しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

今まで委託だったのを、31年の4月から指定管理制度に改めると。その理由というものを、変えるに至った理由というものを、この施設を例にどういったものがあるのかを教えてくださいいただければと思います。

川畑福祉課長

まず、指定管理者制度の制度についてちょっと説明を申し上げますけれども、指定管理者制度は公の施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図り、施設の設置、目的を効果的に達成するため住民の福祉がさらに増進されることを意図し、導入しようというふうに考えております。導入に至った経緯でありますけれども、これまでですね、単年度の業務委託により受託する側については職員の人材の確保等が不安定な状況でありました。こじかは療育指導という非常に専門性を求められる現状もありまして、複数年の指定管理を行うことで人材の確保や育成が行われ、同時に療育が必要な子供及び家庭に対し長期的な支援が可能となり、本市の子供の成長や子育てに大いに資する支援サービスとなり得るものと考えております。

こちらの指定管理者制度を導入し、本市のみならず出水地区の中核的な療育施設、公共サービスの水準の確保と住民のニーズに応えられるものと思っております。

以上でございます。

白石純一委員

現在、委託されている先、受託されているところですね、今すでに何年更新でやられているのでしょうか。

川畑福祉課長

平成24年度より社会福祉法人青陵会さんのほうに委託を実施しております。以降ずっと本年度まで実施しております。

白石純一委員

その青陵会さん以外で応募されたという実績は今まではあるんですか。

川畑福祉課長

先ほど説明しましたように、平成24年度以降は社会福祉法人青陵会さんでありましたけれども、それ以前につきましては社会福祉協議会のほうで委託をしておりました。ただし、現在の子ども発達支援センターの事業内容とは若干異なる部分もあって、社会福祉協議会のほうに委託をしていた経緯があります。

白石純一委員

その24年以降、青陵会さん以外に受託したいというような希望はほかにはなかったのでしょうか。

川畑福祉課長

そのような御意見等はありませんでした。ちょっと追加しますけれども、同様な施設ですね、社会福祉法人黒潮会、こちらのほうであいわの里療育センター、こちらのほうを運営している実態もございます。

白石純一委員

ということは、今度来年度から指定管理制度を導入して、またそこで新たに募集をという形でよろしいですか。

川畑福祉課長

そういうことで考えています。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

牟田学委員

今、24年から青陵会が委託事業者としてやってると。1年更新でしたっけ、そうしたときに、委託の事業費は1年間どのくらいになるんですか。

川畑福祉課長

平成24年度以降、青陵会さんのほうに委託をしているということでありまして、ただし平成27年度にこじかのほうの施設整備を改修しまして、同時に事業内容も変更してございます。その事業内容の変更に伴ったですね、そちらのほうの予算で言いますと、平成28年度で言いますと、委託料であります予算ベースであります。こちらのほうが、予算が4,425万2千円。平成29年度が5,144万9,308円。平成30年度が、今年度であります委託契約したのが5,205万5,924円でございます。

牟田学委員

そうしたときに、今度は指定管理者の場合、仮に3年とか5年とかあるじゃないですか。それはどのくらいの予算を考えているのか。

川畑福祉課長

今後、こちらのほうですね、議決をいただきますと指定管理者に関する選定委員会、こちらのほうにお諮りすることになるんですけども、福祉課としましてはですね、過去の28年度、29年度、30年度、こちらのほうの委託料、こちらのほうは実績をもとにですね、予算ベースで考えて提案していきたいなというふうには考えております。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

山田勝委員

指定管理制度になればですね、例えば今まで委託でしたよね。指定管理制度になったら、例えば単年度の阿久根市の負担というのは多くなるんですか、少なくなるんですか、変わらないんですか。

川畑福祉課長

今後ですね、この期間についても3年ないし5年ということについても委員会のほうにお願いしたい、する形になるんですけども、予算的には毎年度予算計上をして、もし3年というふうになれば、予算ベースでは均等した形で支払う形になると思うんですけど。

山田勝委員

私、ずっと黙って聞いてるんですけど、思ってるんですけどね、予算が変化する、変化についてはね、利用する子供たちの数とか、あるいはその状態で値段が違うの、違わないの。ということは、毎年預かる子供たちで変わってくるちゅうことやらいね。

川畑福祉課長

確かに山田委員からありますとおりですね、毎年度、毎年度、各児童の入所したり、あるいは退所したりという状況もございまして、状況も変わってまいります。その際につきましてはですね、それ相応の措置費で対応するという形になってまいりまして、今、山田委員が言われるとおり収入については変動がございまして。

山田勝委員

例えば、長島町、出水市の人も利用しますよね。そういうことになったときに、人数割で例えば出水、長島が負担をすると思うんですけどね。負担はどこにするの、阿久根市にするんですか、それとも施設にするんですか。

川畑福祉課長

負担につきましてはですね、それぞれ住所を置いている阿久根市、それぞれ出水市、長島町、それぞれが負担をするという形になってまいります。

[発言する者あり]

阿久根市のほうに受け入れるというふうになってまいります。

山田勝委員

阿久根市に受け入れて阿久根市が歳出をするということですね。それとね、もう一つ、例えばですね、こういうのは市町村に負担があまりないと思うんですけどね、例えば国が何パーセント、県が何パーセント、阿久根市が一般財源から幾ら実に出すということになってるんですよというんだったら、せっかくですから教えてください。

川畑福祉課長

それぞれ児童の措置の内容にもよって変わってくるんですけど、児童によりましては毎日通園するケースもあります。あるいは週に3日とか、あるいは2日とかそういうふうな状況になっております。ただし、こちらのほうの措置につきましては、基本的に利用者の負担についてはですね、1割負担というふうになっているんですけども、ただし阿久根市の児童につきましては、要綱のほうで阿久根市のほうで全額助成をするというふうになってまいります。それ以外の、1割負担については所得割によりそういうふうな形になってくるんですが、それ以外の分については、国が2分の1の負担、県が4分の1、市が4分の1というふうな負担に、状況になってまいります。

山田勝委員

例えば、議決して指定管理者になって、3年間に1億5千万というお金を決めるよね、決めるじゃないですか。その中で、施行する段階でその決定した金額のまま支払うということじゃなくて、実績に基づいて支払いをするということなんですか。

川畑福祉課長

基本的にはですね、指定管理者が決定しましたら協定を締結する形になりますけれども、協定を締結した段階で金額も決定いたしますので、その金額に応じて支払うという形になります。ただし、山田委員が言われましたとおりですね、場合によっては、こちらのほうはまた協定書のほうで検討すべき事項になると思うんですけども、近年は福祉関係のですね、職員の処遇改善、こちらのほうも結構国のほうも見直し等がありますので、そちらのほうも勘案した、あるいは措置する児童、定員がですね、こじかのほうの定員は1日の定員が20名というふうになっております。ただし、通園する児童につきましては4月1日現在で31名というふうになっているんですけども、そちらのほうの児童数がですね、ふえたりした場合等につきましてはですね、何らかのその辺の、こう言えばあれなんですけれども、協定書の中でその辺もですね、特別にうたうことも必要かなというふうには思っているところです。

山田勝委員

やっぱり施設の維持管理に対する費用とね、例えば入園者が、園児が来る、子供たちが来るじゃないですか。来た日と来ない日というものの問題もあるでしょう。そういうことについて、やっぱりちゃんと明確に書いとかないと、何でそういうかと言ったら、うちの子供たちは10日しか行かないのに満杯払わないかんという人も出てくるんですよ。それと、出水市、長島町でしょ。出水市、長島町がお金をやるということになったときにね、やはりややこしくなるので、やっぱり協定書についてはね、詳細なところまでちゃんとしたやり方でしたほうが良いと思うよ。以上。

川畑福祉課長

その辺もですね、含めまして、よく検討しまして要綱等については、協定書のほうについてはですね、盛り込みたいというふうに思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

中面幸人委員

素朴な質問ですけれども、委託から指定管理になったときに、例えば補助金等の先ほど言われましたけれども、そういうのはもう変わらんわけですか。

川畑福祉課長

こちらのほうは負担金という形に、国と県からですね、負担金という形になってくるんですが、こちらのほうは全然変わりません。その辺の事務等についてはですね、阿久根市のほうで実施するという形になってまいります。これまでどおりですね。

中面幸人委員

今、小学校、中学校のですね、特別支援の児童が、生徒が多くなっていますよね。毎年ふえている感じですが、その手前のいわば子供たちですからですね、指定管理になって、例えば職員とか指導者等が充実してくるのが一番大事だと思いますので、ぜひですね、そういう形でいい方向に進めていただきたいと思います。

川畑福祉課長

ただいまの御意見ですけれども、こちらのほうのですね、指定管理を導入することによりまして先ほど説明しましたとおり職員についても安定して雇用できるということもございます。こじかのほうをですね、卒園してからも小学校、あるいは中学校とのですね、連携、こちらのほうも十分に図られていくんじゃないのかなというふうに考えております。

以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第33号について、審査を一時中止いたします。

◎議案第34号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に議案第34号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

川畑福祉課長

議案第34号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は21ページ、条例議案等参考は22ページをお開きください。この条例は、経済的な理由で受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、県において就学前の子ども医療に係る市町村民税非課税世帯の窓口無償化制度が創設され、平成30年10月から開始されることに伴い、阿久根市においても同時期に当該制度を導入することとし、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。第2条第2項の改正は乳幼児の定義を6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする規定を追加するものであります。

同条第3項の改正は、重度心身障害者医療費の助成及びひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者のうち、市町村民税非課税世帯の乳幼児も助成対象児とする旨改正するものであります。

同条第7項は、市町村民税非課税世帯について規定を追加するものであります。

第4条の改正は、助成対象児の一部負担金について、市長が医療機関等に直接支払うこ

とにより、助成金の支給があったものとみなす旨改正するものであります。

第5条の2は、助成対象者の世帯の課税状況の届出について規定を追加するものであります。

第7条第2項の改正は、保険医療機関等からの情報の提供先として、鹿児島県国民健康保険団体連合会に加え、社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部を追加するものであります。

最後に、改正附則は条例の施行期日を平成30年10月1日とするほか、必要な経過措置を定めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

本会議のほうで対象者が810人のうち非課税の方が110名、ひとり親の方が44名とお聞きしたんですが、このひとり親の場合は非課税と関係ないんですか。

川畑福祉課長

ひとり親の家庭についてもですね、もともと医療費についても一旦自分で支払って、領収書等こちらのほうにですね、福祉課のほうに持ってきて申請書を出していただいて口座等にですね、支払うようになっておったんですけれども、もし、ひとり親の方で非課税世帯についてはこちらのほうで手続することによりまして、自動的に窓口負担がなくなるという形になってまいります。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

例えば約150人の中の話ですよ。

川畑福祉課長

110人のうちですね、44人がひとり親医療費、重度心身障害者医療費の対象者が今のところ1人ということで、結局110人のうちという形になってまいります。

山田勝委員

110人のうち44人は対象になるわけですか。ひとり親のところは全員。

川畑福祉課長

非課税世帯のみです。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第34号について、審査を一時中止いたします。

ここで入れ替えのために休憩に入ります。

(福祉課退室、介護長寿課入室)

(休憩 11:24～11:26)

◎議案第35号 阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第35号、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案書の24ページをお願いいたします。議案第35号、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の施行に伴い、介護保険法第78条の2に規定する地域密着型サービス事業者の指定に関し、市が指定する事業者の要件として、これまでの法人に加え、医療法上の許可を受けて診療所を開設している者が看護小規模多機能型居宅介護を行う場合も指定することができるよう規定するものです。

看護小規模多機能型居宅介護とは、施設への通所、短期間の宿泊及び自宅への訪問により生活支援や機能訓練を行う小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、医療ニーズの高い介護者に対して必要に応じて訪問看護を行う地域密着型のサービスであります。

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い利用者について不足しているサービスとされており、サービス供給量をふやす観点から地域に密着し、患者と顔の見える関係にある有床診療所についても事業への参入が認められるよう、今回基準が緩和されたものです。

条例の内容は、第3条第1項において介護保険法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める、指定地域密着型サービス事業の指定申請者は、法人格を有する者に加え、看護小規模多機能型居宅介護を行う場合に限り、病床を有する診療所を開設している者を追加して定めるものであります。

また、同条第2項においては、介護保険法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービス事業の指定申請者は、これまでどおり法人格を有する者に限るとしたものであります。

なお、現在、市内の有床診療所は全て法人格を有しており、今回の条例改正で対象となる個人の有床診療所は市内にはないところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山田勝委員

例えばね、非常にいいことなんだけれども、市内の病院をずっと見回してみて、必ずしも訪問看護ステーションとかそういうのを外に出してないところもあるよね。だから今回、例えばそういうお医者さんというのは、自分の看護師を訪問看護にやってする人も多いと思うんだけど、別にそういうのは事務所をつくらないかん、何せないかんとかという

ことはないんですか。

中野介護長寿課長

事務所というか今ですね、実は看護小規模多機能居宅介護というのは、今、市内にはございません。小規模多機能居宅介護というのが、いわゆる3事業所ほどあるんですけども。

山田勝委員

具体的には。

中野介護長寿課長

昴和苑、コミュニティの杜、希望の杜協本があるんですけども、ここについてはいわゆるヘルパーさんが訪問したりとか、あるいは来てもらっての通いの場とか、あるいは短期の宿泊なんですけれども、看護が入ってくると、いわゆる今度は点滴とか胃ろうとか、そちらのほうが必要になるというような、いわゆるちょっと看護師さんの需要が出てくるという機能を持たす部分で、いわゆるこの部分については県内にまだ5カ所しかないようです。ちょっと回りくどい説明になりますけれども、この供給量をふやすために今、診療所を開設している有床の診療所の方にもこれを基準を緩和して参入できるようにしてやろうというのが今回の国の緩和規制です。条例上は診療所がそれをできるようになった。病床を有する診療所ができるようになった。今度は小規模多機能型居宅介護の人たちはいわゆるそういう人員を持たせて、その機能が発揮できるような人員を揃えれば、そして届け出をすればそういった機能もできるようになるというふうに考えています。

山田勝委員

今、3つの事業所を言われましたけれども、昴和苑は内山病院の関係だけれども、あとの2つはですね、医師が常駐しているわけでもないんだけれども、別にどってことはないんですか。

中野介護長寿課長

医師がそこに常駐するという必要はないかと思うんですけども、ただ医師の指導を受けて看護師がそういった医療的な手法はとる必要があると思いますので、あと2つのところもどこか病院との提携等があると思いますので、それに当たってはこの機能を持たすときとか、あるいは利用者さんからそういった要望があったときには、どうしても医師の指導というのが必要になるかと思います。

中面幸人委員

今、阿久根にある大川診療所ですね、今後の運営の仕方も変わってくると思うんですけど、そういうところがこういうのを何かできるというか、受けるという形にもなるわけですね。

中野介護長寿課長

現在、大川診療所は無床診療所、いわゆる入院施設が整っておりませんので、この範囲には入ってはこないというところです。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第35号について、審査を一時中止いたします。

(介護長寿課退室)

仮屋園一徳委員長

以上で所管課への質疑が終わりましたが、現地調査について委員の意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

現地調査は行わないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

◎議案第33号 阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第33号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第33号、阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第34号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第34号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第34号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第35号 阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

仮屋園一徳委員長

それでは議案第35号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第35号、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、本委員会の審査内容等の報告を8月発行予定の市議会だよりに掲載予定であります。その内容について委員の皆さんから何か御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査内容等の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

◎所管事務調査について

仮屋園一徳委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

委員の皆様から今後の調査について何か御意見等あればお願いします。

ここで協議のため休憩に入ります。

(休憩 11:37～11:55)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査について委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

白石純一委員

海を活用した観光の件で、そろそろ海のシーズンにもなりますので、クルーズビジネスを考えていた方の動向等を市のほうで何か把握していることがあれば所管課に伺ってみたいと思います。

仮屋園一徳委員長

今、海を活用した観光について、グラスボートの件について所管課を呼んで意見を聞くということによろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかに。

山田勝委員

道の駅阿久根の件についてですね、ことしいっぱいが現在の公社が管理するということなんですけれども、現実には来年の4月1日から違った形で進むわけなんですけれども、私は今が一番大事な時期だと思うんですよ。大体9月議会ごろまでにはですね、何らかの形で出てくると思いますよ。そういう意味でやはり議会在ちゃんとチェックして憂いを残さないような形で進めないかんで、ぜひ所管課を呼んで、そしてお尋ねをしてみたいと思います。

仮屋園一徳委員長

道の駅についても、所管課を呼んで意見を聞くということによろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、そのように進めたいと思います。

ほかに。

白石純一委員

あとですね、大島渡船の事業者が変わったということもちょっと聞いたので、その状況も所管課に聞いてみたいと思います。

仮屋園一徳委員長

わかりました。そのようにしたいと思います。

ほかにありませんか。

白石純一委員

あと、今議会で市長が述べられた今後の阿久根の観光について、ある外資系会社と協定を結んで将来の大規模開発を考えていきたいと、

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 11:58～12:01)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

白石純一委員

阿久根の観光の将来にとって大変重大な決断を、結論を出そうとされた内容が今回市長から発表されましたので、観光について我々産業厚生委員会でどのような事業構想に基づいてそのような決定をしたのか、所管事務調査に十分関わるとは思いますし、阿久根の将来のために市民にとっても所管課を呼んで聞いてみたい案件だと思っております。

仮屋園一徳委員長

今の件について。

濱崎國治委員

その件でしたら、選定委員会の了解があってさらに新しい会社との間で内容をしてからでもいいんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。今の意見について。

山田勝委員

私はな、今、白石委員の言うのも十分わかるんですけどね、ただ何を根拠に阿久根市のという広大な話になったときにですね、やはり例えば阿久根の観光に対する基本計画をやっぱりつくらないかなよということに私はなってくると思うんですよ。それは市長が中心になって。過去いろんなものをするためには、何かするときには基本計画をみんなで構想をつくり映画をつくり、そして進めようねということになってきているよね、濱崎委員、どうですかね。だから今、白石委員が言われる気持ちはわかるけど、うんどめ言ってみても実のところわからんし、商工観光課を呼んだとしても答えは出てこないですよ。

白石純一委員

阿久根市では観光まちづくり戦略というのを昨年度でしたかね、制定したんですが、それが既に阿久根にあるわけで、それに基づくものなのかどうかということも検証しなきゃいけないとも思います。

仮屋園一徳委員長

今、白石委員から提案のあった件について、2人の委員から選定委員会の結論が出てからという、

[発言する者あり]

白石純一委員

協定を結ぶ相手というのは、例えば企業立地の協定を結ぶときにどういう企業だから議会としては歓迎しますよ、こういう企業であれば問題なんじゃないですかねと。あるいはその内容ですね。会社の概要は非常に立派な会社だとわかりました。ただその内容、どういことをやりたいのか、ここに書いてあるようなすごく近代的なですね、写真で見るとようなものが阿久根にできるのか、つくろうと思ってらっしゃるのか。その辺りも事業構想があったと聞いてますので、その辺りを我々議員としては知る権利、あるいは市民に対して説明する義務があるんじゃないかと思っております。

仮屋園一徳委員長

さっき言いましたように、選定委員会の結論が出た後で検討するというのでよろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、そのように進めさせていただきます。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 12時06分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳